

神戸大学大学院理学研究科博士課程前期課程研究経過発表会実施要領

平成19年4月1日制定

令和6年6月21日改定

(趣旨)

第1条 この要領は、理学研究科博士課程前期課程修了者に係る修士学位論文審査に先立ち実施する研究経過発表会（以下「発表会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(発表者の要件)

第2条 発表会における発表者は、修了所要単位30単位のうち、8単位以上を修得している者（修得見込みの者を含む。）でなければならない。

(開催の時期等)

第3条 発表会は、1年次後期又は2年次前期に学生の所属する専攻の主催により開催するものとし、専攻長は、開催の日時、場所、発表者の氏名及び研究題目を当該専攻の教員及び学生に通知するものとする。

(研究経過報告書)

第4条 専攻長は、発表を行った学生について、研究経過報告書（別紙様式1）を研究科長に提出するものとする。

(研究経過認定)

第5条 研究科長は、前条の報告書に基づき研究経過を認定する。

(特例研究経過発表会)

第6条 聴講派遣学生又は研究指導委託学生として外国の大学等に留学を許可されている者の発表については、その者から提出された研究経過報告書に基づき、指導教員等が研究経過を報告（質疑応答を含む。）することにより発表に替えることができるものとする。

2 前項の規定により発表する場合、当該派遣学生の指導教員は、事前に専攻長を経て、特例研究経過発表会発表届（別紙様式2）を研究科長に提出しなければならない。

(学位論文の提出)

第7条 学生は、発表会において発表を行ったことの認定を受けた後でなければ学位論文を提出することができない。

(特例措置)

第8条 転入学者及び再入学者の発表会については、別に指示する。

2 早期修了申請者については、発表会を免除することがある。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。